

社会福祉法人当麻町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人当麻町社会福祉協議会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬・費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は会長のみとし、月額 50,000 円とする。

2 会長が月の中途においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときは、前項の規定に関わらず、その月の現日数を基礎として日割計算した額の報酬を支給する。

(報酬の支給月)

第3条 報酬の支給は9月と3月とする。

(費用弁償)

第4条 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員が招集に応じ理事会、評議員会、委員会又は評議員選任・解任委員会その他職務の遂行にあたり会長が必要と認めた場合、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。

2 役員等が同日に複数の会議等の招集に応じたときは、主たる会議等の費用弁償のみ支給する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 当麻町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程(昭和 61 年当麻町社協規程第 5 号)は、廃止する。

3 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

7 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

